

○日本消防検定協会役員給与規程

(昭和39年10月20日)
最終改正 令和5年12月5日

(総則)

第1条 日本消防検定協会の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 給与（非常勤の役員に対する給与の支給を除く。）は、俸給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当とする。

(俸給)

第3条 俸給は、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

- | | | |
|---------|----|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 927,000円 |
| (2) 理事 | 月額 | 820,000円 |
| (3) 監事 | 月額 | 708,000円 |

2 (削除)

3 第1項に規定する俸給は、特別な事情がある場合には、別に定めるところにより減額することができる。

(特別地域手当)

第4条 特別地域手当の月額は、俸給月額に100分の16の割合を乗じて得た額とする。

2 (削除)

(通勤手当)

第4条の2 役員の通勤手当は、日本消防検定協会職員給与規程（昭和39年3月31日）第11条から第14条までの規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(給与の支給日及び支給方法)

第5条 給与（特別手当を除く。）の支給日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 支給定日が日曜日に当たるとき 15日（その日が休日に当たるときは、18日）
- (2) 支給定日が土曜日に当たるとき 16日

2 前項の規定にかかわらず、第9条に規定する特別手当を支給する月にあつては、給与（特別手当を除く。）の支給日は、理事長が別に定める日とすることができる。

3 給与は、通貨で、直接役員に、その全額を支給する。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支給することができる。

(新たに役員となった者の給与)

第6条 新たに役員となった者には、その日から給与（通勤手当及び特別手当を除く。以下本条、第7条及び第8条において同じ。）を支給する。ただし、退職し、解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から給与を支給する。

(役員でなくなった者の給与)

第7条 役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日まで給与を支給する。
2 役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

(給与の日割計算)

第8条 前2条の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(特別手当)

第9条 役員の特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長の定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員にも同様とする。

2 役員の特別手当の額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第19条の4及び第19条の7に定める支給割合を乗じて得た額を基準として基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、総務大臣の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

3 (削除)

(非常勤役員の給与)

第10条 非常勤の役員に対する給与の支給については、毎年度予算の範囲内で理事長が定める。

第11条 「略」

附 則

「略」